

第 2 回 館 山 市 議 会 定 例 会 會 議 録
(第 4 号)

1 昭和63年6月24日(金曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 27名

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 脇田 安保 | 2番 永井 龍平 |
| 3番 田沢 勝信 | 4番 庄司二三男 |
| 5番 岩村 勝弘 | 6番 山崎 雅己 |
| 7番 生稻 陸 | 8番 鈴木 勝美 |
| 9番 山口 康雄 | 10番 鈴木 忠夫 |
| 11番 神田 守隆 | 12番 榎本 春光 |
| 13番 山中金治郎 | 14番 小宮 利夫 |
| 15番 横溝 功 | 16番 石井 昌治 |
| 17番 石井 謀 | 18番 日下 君敏 |
| 19番 川名 正二 | 20番 福原 勤 |
| 21番 辻田 実 | 22番 黒川 平治 |
| 23番 流山源次郎 | 25番 渡辺 昭夫 |
| 26番 近藤 好雄 | 27番 林 豊 |
| 28番 飯田 義男 | |

1 欠席議員 なし

1 出席説明員

- 市長 半澤 良一
 市長公室長 錦織 茂
 民生部長 小幡 清之
 水道課長 鈴木 信一
 教育委員会 福原 修
 教育委員会 佐藤 澄雄
 選挙管理委員会 熊坂 桂一
 事務局書記長

- 収入役 渡辺 弘
 総務部長 渡辺 秀夫
 経済部長 安西 良一
 教育委員会 山田 教和
 選挙管理委員会 加藤 利
 監査委員会 鈴木 重司
 農業委員会 池田 六郎

1 出席事務局職員

- 事務局長 川上 義雄
 書記 鈴木 哲
 書記 加藤 浩一

- 事務局長補佐 兵藤 恭一
 書記 鈴木 修一

1 議事日程(第4号)

昭和63年6月24日午前10時開議

- 日程第1 { 議案第32号 館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第34号 昭和63年度館山市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第2 { 議案第33号 館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号 昭和63年度館山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議案第36号 昭和63年度館山市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 { 請願第11号 館山下町地区に郵便局設置の意見書の提出を求める請願書
請願第12号 名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する請願書
- 日程第4 常任委員会委員の選任について

開 議 午前10時32分

◎議長(飯田義男君) 本日の出席議員数27名、これより第2回市議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

◎議長(飯田義男君) 日程第1、議案第32号及び議案第34号の各議案を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長(飯田義男君) ただいま議題となりました各議案は、ともに6月21日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する総務委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長渡辺昭夫君。御登壇願います。

(総務委員会委員長渡辺昭夫君登壇)

◎総務委員会委員長(渡辺昭夫君) ただいま議題となりました議案第32号及び議案第34号に係る総務委員会におきます審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る6月21日開会の本会議におきまして本委員会に付託されました議案につきまして、22日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等、主なる事項を御報告申し上げます。

まず、議案第32号館山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。課税限度額を超える世帯数及び国民健康保険税の減額対象世帯数について説明を求めましたところ、課税限度額を超えるものは822世帯、保険税減額対象世帯は、6割軽減が1821世帯、4割軽減が290世帯であるとの説明がありました。

次に、一般会計からの繰り入れについては、本会議において質疑がなされ、「今後も進める」との考えが示されましたが、来年度はどの程度になるか説明を求めましたところ、繰り入れにあたっては前々年度の不納欠損額、前年度の減免額を基準とした。62年度の不納欠損額については2341万8000円であるが、今年度の減免については現段階ではわからないとの説明がありました。

なお、今年度も税率が据え置かれたことは評価するが、今後、さらに努力されたいとの要望意見がありました。

議案第34号昭和63年度館山市一般会計補正予算第1号については、質疑はありませんでした。

以上、本委員会におきます審査の概要を御報告申し上げましたが、採決の結果、付託を受けました議案第32号及び議案第34号は、いずれも全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会委員長報告を終わります。

◎議長(飯田義男君) 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

◎議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

◎議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は一括して行います。

議案第32号及び議案第34号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第34号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

議案の上程

◎議長（飯田義男君） 日程第2、議案第33号、議案第35号及び議案第36号の各議案を一括して議題といたします。

文教民生委員会委員長報告

◎議長（飯田義男君） ただいま議題となりました各議案は、ともに6月21日の本会議において文教民生委員会に付託されたものであります。

よって、これより各議案に対する文教民生委員会における審査の経過並びに結果につき委員長の報告を求めます。

文教民生委員会委員長榎本春光君。御登壇願います。

（文教民生委員会委員長榎本春光君登壇）

◎文教民生委員会委員長（榎本春光君） ただいま議題となりました議案第33号、議案第35号及び議案第36号に係る文教民生委員会における審査の経過並びに結果について申し上げます。

去る6月21日の本会議におきまして、本委員会に付託されました3議案につき、6月22日委員会を招集し、慎重に審査を行いました。

以下、その質疑応答等につきまして、主なる事項を申し上げます。

まず、議案第33号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本共済制度の内容等について詳細に説明を求めました。

本制度については、年度当初において文書をもって制度の内容等を保護者に説明し、加入するかどうかを募っており、任意契約である。さらに、本市の契約率は100%である旨説明がありました。

掛金については小学生、中学生の場合600円で、その半額を保護者から徴収しているが、その根拠について説明を求めましたところ、日本体育・学校健康センター法施行令で、設置者が保護者から徴収する額の範囲は、小学生、中学生の場合、共済掛金の額の10分の4から10分の6とされているが、センターからの要望により、半額の徴収をしている。また、近隣市町村においてもそのように行っているようであるとの説明がありました。

次に、要保護、準要保護児童生徒についてはどのように措置されているか説明を求めましたところ、要保護児童生徒については、福祉制度で医療費の負担がされており本制度は該当しないが、準要保護児童生徒の場合は、設置者負担で掛金を支払っているため給付は受けられるとの説明がありました。

さらに、関連して、準要保護の判定基準について説明を求めましたところ、児童生徒の保護者が要保護者に準ずる程度に生活状態が悪く、児童生徒が就学困難と認められる場合であり、5月1日現在、要保護44名、準要保護171名であるとの説明がありましたが、保護の対象となる児童生徒にコンプレックスを持たせないよう特別の配慮方を要望いたしました。

次に、討論を行い、学校管理下における事故については、本来設置者たる市の責任であるということからして、市、保護者同額の負担割合は妥当でないとの反対意見がありました。

次に、議案第35号昭和63年度館山市国民健康保険特別会計補正予算第1号であります。今回提案されている保険税条例の改正により、新たに12条による軽減の対象となる世帯は6世帯で、額にして10万

7000円、課税限度額を超える世帯は822世帯であるとの説明がありました。

12条の軽減については、従来、軽減交付金として8割の国の負担がなされていたが、本年度はどうかとの質疑に対し、本年度は基盤安定制度という名称で、国が2分の1、県、市がそれぞれ4分の1ずつ負担することになっているとの説明がありました。

関連して、本市は住民検診における検診率が高いと理解しているが、さらに検診後の指導等についても工夫され、検診の結果を有効に活用できるよう検討されたいとの要望がありました。

採決の結果、議案第33号については賛成多数をもって、議案第35号及び議案第36号については全員一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、文教民生委員会委員長報告を終わります。

○議長（飯田義男君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告はありませんでした。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、議案第33号館山市学校安全共済掛金徴収条例の一部を改正する条例の制定について起立により採決いたします。

本案についての委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

◎議長（飯田義男君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次いで、議案第35号及び議案第36号について一括して採決いたします。

議案第35号及び議案第36号についての委員長の報告は原案可決であります。

各議案を委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号及び議案第36号の各議案はいずれも原案どおり可決されました。

請願書の上程

◎議長（飯田義男君） 日程第3、請願第11号及び請願第12号の各請願を一括して議題といたします。

総務委員会委員長報告

◎議長（飯田義男君） ただいま議題となりました各請願は、ともに6月21日の本会議において総務委員会に付託されたものであります。

よって、これより各請願に対する総務委員会における審査の経過及び結果につき委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長渡辺昭夫君。御登壇願います。

（総務委員会委員長渡辺昭夫君登壇）

◎総務委員会委員長（渡辺昭夫君） ただいま議題となりました請願第11号及び請願第12号に係る総務委員会におきます審査の概要について御報告申し上げます。

各請願につきましては、6月21日の本会議において本委員会に付託されたものでありまして、22日招集の委員会において審査いたしました。

まず、請願第11号館山下町地区に郵便局設置の意見書の提出を求める請願書についてであります。館山地区には郵便局が1局しかないこと、下町はモデル商店街に指定され、地域振興を図っていること、館山

地区民の多くの署名をもつての請願であること等から妥当な内容であるとの意見があり、採決の結果、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第12号名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する請願書についてであります。税制改正に関しては、現在、国政の場で検討されている段階であり、現状で結論を出すべきではないとの意見があり、採決の結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決しました。

以上、総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（飯田義男君） 以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告について御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討 論

○議長（飯田義男君） これより討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

11番議員神田守隆君。御登壇願います。

（11番議員神田守隆君登壇）

○11番（神田守隆君） 請願第12号の名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する請願書について賛成の討論をいたします。

この大型間接税につきましては、さきの衆議院、参議院の同時選挙において、自民党が導入をしないと国民に公約をしたものでございます。埼玉県知事選挙あるいは大阪における参議院の補欠選挙等においても大きな争点とされ、いずれも自民党は厳しい審判を受けたものでございます。公約違反である以上、どうしても導入しようとするならば、まず国会を解散し、国民に信を問うべきであります。

この大型間接税、自民党の税制改革大綱が発表されましたが、名前は消費税、そして原則非課税なし、税率3%、簡易帳簿課税方式による、大綱が示されました。竹下首相みずから、逆進性の懸念を言っていました。まさにその逆進性の大変強い大型間接税となりました。その逆進性においては原則非課税がなしとしたために、昨年国民の反対により廃案となりました売上税以上に所得の低い人に大きな負担を負わせ

るものとなっております。こうした消費税は、世界の大型間接税を見ましても、まさに類を見ない逆進性の強い間接税と言わなければなりません。

広く、薄く課税と称しております。この結果、公共料金にもこの大型間接税が課税されることとなります。館山市にとりましても、市民にとりましても、水道料金の問題、あるいは幼稚園の保育料の問題、館山市が市民に対して行っている行政サービス全般についても原則課税とされるものであります。したがいまして、市民への負担を市みずからが推進しなければならないという全くゆゆしき問題点を持っているものであります。

こうした大型間接税、自民党は所得税減税あるいは住民税減税と合わせて行うとしております。しかしながら、一般庶民の所得の水準、館山市民の所得の水準から考える限り、圧倒的多数の市民は増税になることは明らかであります。

さらに、またこの税制改革大綱の結果、館山市の財政にも多大の影響を及ぼします。館山市自身が行う需用費に対しましても、この大型間接税による歳出増を当然考えなければなりません。したがいまして、財政規模が同じとすればそれだけ市民へのサービスをカットしなければならないという問題を起こしてくることです。いわんや、館山市財政への減収分、地方財政の減収分を補てんをしないなどという、こうした考え方で現在進めようとしておりますが、まさに言語道断だと言わなければなりません。

こうした点から、この大型間接税、消費税に対して、この市議会において断固反対だ、こうした趣旨の決議をするのは当然かと思えます。全国の市や町や村でもこの6月議会を通して次々に反対の意見書決議がされるやに聞いております。こうした中にありまして、館山市におきましても、昨年あの売上税騒動のときに館山市だけがこの問題について消極的な態度をとったということで、市民からの批判も受けました。こうしたことのないように今回はぜひとも決議をしていただきたいと思っております。

以上、請願に対します賛成討論といたします。

○議長（飯田義男君） 以上で11番議員神田守隆君の討論を終わります。

以上で通告者による討論を終わりますが、通告をしない議員で討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（飯田義男君） これより採決いたします。

採決は分割して行います。

まず、請願第11号館山下町地区に郵便局設置の意見書の提出を求める請願書について採決いたします。

本請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願を委員長の報告どおり採択と決めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本請願は採択と決しました。

次いで、請願第12号名称・形式を問わず大型間接税の導入に反対する請願書について起立により採決いたします。

本請願についての委員長の報告は不採択であります。

本請願を委員長の報告どおり不採択と決めますことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（飯田義男君） 起立多数であります。よって、本請願は不採択と決しました。

議長の報告

○議長（飯田義男君） なお、この際申し上げます。

各常任委員会における陳情審査結果が報告されております。お手元に配付の印刷書により御了承願います。

日程の追加

◎議長（飯田義男君） ただいま発議案第2号館山下町地区への郵便局設置に関する意見書についてが提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

◎議長（飯田義男君） 発議案第2号館山下町地区への郵便局設置に関する意見書についてを議題といたします。

議案を配付いたさせます。

（議案配付）

◎議長（飯田義男君） 議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

（書記朗読）

◎議長（飯田義男君） 朗読は終わりました。

議案の内容説明

◎議長（飯田義男君） 提出者の説明を求めます。

（25番議員渡辺昭夫君登壇）

◎25番（渡辺昭夫君） ただいま議題となりました発議案第2号館山下町地区への郵便局設置に関する意見書について提案理由を御説明申し上げます。

本案は、ただいま採択されました請願書に付帯しまして、請願書の願意を関係機関に反映いたしたく、8名の賛成者を得て本案を提出いたしました次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（飯田義男君） 説明は終わりました。

質疑応答

○議長（飯田義男君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（飯田義男君） これより討論を行います。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（飯田義男君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程の追加

○議長（飯田義男君） ただいま発議案第3号国の昭和64年度予算概算要求に関する意見書についてが提出されました。

この際、本案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、本案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案の上程

○議長(飯田義男君) 発議案第3号国の昭和64年度予算概算要求に関する意見書についてを議題といたします。

議案を配付いたさせます。

(議案配付)

○議長(飯田義男君) 議案の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

議案の朗読を願います。

(書記朗読)

○議長(飯田義男君) 朗読は終わりました。

議案の内容説明

○議長(飯田義男君) 提出者の説明を求めます。

(26番議員近藤好雄君登壇)

○26番(近藤好雄君) ただいま議題となりました発議案第3号国の昭和64年度予算概算要求に関する意見書について提案理由の御説明を申し上げます。

地方財源の強化、確保につきましては、地方六団体においても機会あるごとに国に要望を続けていることは御承知のとおりでございます。

現在、来年度予算概算要求時期を前にして、昭和60年度から暫定的措置として実施されてきました国庫補助負担率の引き下げを本年度限りとするよう各団体において要望運動を展開しておりますが、本市議会ととしても全国的な運動の一環として意見書を提出いたしたく、9名の賛成者を得まして、本案を提案した次第でございます。

満場の御賛同を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（飯田義男君） 説明は終わりました。

質疑応答

○議長（飯田義男君） これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（飯田義男君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（飯田義男君） これより討論を行います。

討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

採 決

○議長（飯田義男君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前 11時06分 休憩

午後 1時29分 再開

○議長（飯田義男君） 午後の出席議員数26名、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（飯田義男君） ただいま副議長黒川平治君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職について

○議長（飯田義男君） 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、辞職願を朗読いたさせます。

（書記朗読）

○議長（飯田義男君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。黒川平治君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、黒川平治君の副議長の辞職を許可することに決しました。

（黒川平治君入場）

黒川平治君のあいさつ

○議長（飯田義男君） この際、黒川平治君から発言を求められております。暫時、これを許します。

（22番議員黒川平治君登壇）

○22番（黒川平治君） ただいま、私、一身上の件で副議長辞任を申し上げたところ、早速皆さま方には御理解をいただき、御承諾くださりまして、まことにありがとうございます。

長い間、浅学非才、本当に何もわからない私ではございましたが、皆さま方の御協力によりましてつつがなく任を果たさせていただきました。

こと、厚くお礼申し上げる次第でございます。

まことに簡単ではございますが、お礼のごあいさつにかえさしていただきます。(拍手)

日程の追加

◎議長(飯田義男君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、決定いたしました。

副議長の選挙

◎議長(飯田義男君) これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎議長(飯田義男君) ただいまの出席議員数は26名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

◎議長(飯田義男君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

◎議長(飯田義男君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(書記氏名点呼、投票)

◎議長(飯田義男君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(飯田義男君) これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に横溝 功君及び石井昌治君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

(立会人登壇、開票)

◎議長(飯田義男君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票26票、無効投票なし。

有効投票中、福原 勤君25票、神田守隆君1票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、福原 勤君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福原 勤君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長のあいさつ

◎議長(飯田義男君) この際、副議長福原 勤君を御紹介いたします。

(副議長福原 勤君登壇) (拍手)

◎副議長(福原 勤君) 先輩議員を前に恐縮に存じますが、ただいま選挙によりまして副議長に当選させていただきまして、本当にありがとうございます。

これからは議長を補佐し、議会運営に努力する所存でございますが、浅学非才な私でございますので、皆さん方の御協力と温かい御指導をお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、御礼の言葉にかえさせていただく次第でございます。

どうもありがとうございました。(拍手)

◎議長(飯田義男君) 暫時、休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後5時13分 再開

◎議長(飯田義男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

○議長（飯田義男君） お諮りいたします。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員流山源次郎君、千葉県競輪組合議会議員横溝 功君、福原 勤君、安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員林 豊君、館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員榎本春光君、三芳水道企業団議会議員近藤好雄君がそれぞれ本日都合により辞任されました。

よって、それぞれ組合同規約の定めるところにより、これが補欠選挙を本日の日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、それぞれ各組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員補欠選挙

○議長（飯田義男君） 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に林 豊君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました林 豊君

を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり林 豊君が安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました林 豊君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

千葉県競輪組合議会議員補欠選挙

◎議長(飯田義男君) 千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙を行います。補欠議員の数は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。千葉県競輪組合議会議員に榎本春光君、石井昌治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました両議員君を千葉県競輪組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり榎本春光君、石井昌治君が千葉県競輪組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました榎本春光君、石井昌治君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員補欠選挙

○議長（飯田義男君） 安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に近藤好雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました近藤好雄君を安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり近藤好雄君が安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました近藤好雄君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員補欠選挙

○議長（飯田義男君） 館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議

員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に黒川平治君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川平治君を館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の当選人と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり黒川平治君が館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川平治君が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

三芳水道企業団議会議員補欠選挙

◎議長(飯田義男君) 三芳水道企業団議会議員の補欠選挙を行います。

補欠議員の数は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は

指名推選によることに決しました。

重ねてお諮りいたします。指名の方法は議長において指名すること
にいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よつて、議長において
指名することに決しました。

これより指名いたします。三芳水道企業団議會議員に横溝 功君を指
名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました横溝 功
君を三芳水道企業団議會議員の当選人と定めますことに御異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(飯田義男君) 御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名
のとおり横溝 功君が三芳水道企業団議會議員に当選されました。

ただいま当選されました横溝 功君が議場におられますので、本席よ
り會議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

常任委員会委員の選任

◎議長(飯田義男君) 日程第4、任期満了による常任委員会委員の改
選を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、館山市議會議員会条例第5条
第1項の規定により、議長が會議に諮つて指名することになっておりま
す。

これより各常任委員会委員の氏名を職員をして朗読いたさせます。

◎事務局長補佐(兵藤恭一君) 朗読いたします。

総務委員会委員 山崎雅己さん、鈴木忠夫さん、山中金治郎さん、
小宮利夫さん、日下君敏さん、黒川平治さん、
近藤好雄さん、林 豊さん、飯田義男さん。

文教民生委員会委員 永井龍平さん、田沢勝信さん、岩村勝弘さん、
鈴木勝美さん、山口康雄さん、神田守隆さん、
榎本春光さん、石井 謀さん、流山源次郎さん。

建設経済委員会委員 脇田安保さん、庄司二三男さん、生稻 陸さん、
横溝 功さん、石井昌治さん、川名正二さん、
福原 勤さん、辻田 実さん、渡辺昭夫さん。

以上です。

◎議長（飯田義男君） 朗読は終わりました。

お諮りいたします。ただいま朗読のとおり各常任委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（飯田義男君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名のとおり各常任委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました各常任委員会委員は、本会議終了後、それぞれ正副委員長の互選を行いますので、御了承願います。

この際、御報告申し上げます。

議会運営協議会委員に永井龍平君、田沢勝信君、庄司二三男君、岩村勝弘君、神田守隆君、横溝 功君、石井 謀君、日下君敏君、川名正二君、近藤好雄君、以上10議員君が選任されましたので、御報告いたします。

閉 会 午後5時24分

◎議長（飯田義男君） 以上で、本定例会に付議されました案件は議了いたしました。

よって、これにて第2回市議会定例会を閉会いたします。

◎本日の会議に付した事件

- 1 議案第32号乃至議案第36号
- 1 請願第11号及び請願第12号
- 1 常任委員会委員の選任
- 1 日程の追加・発議案第2号及び発議案第3号
- 1 日程の追加・副議長辞職について
- 1 日程の追加・副議長の選挙
- 1 日程の追加・安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙

- 1 日程の追加・千葉県競輪組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・安房南部伝染病隔離病舎組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・館山市、富浦町及び三芳村学校給食組合議会議員の補欠選挙
- 1 日程の追加・三芳水道企業団議会議員の補欠選挙

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

館山市議会議長 飯 田 義 男

館山市議会議員 鈴 木 勝 美

館山市議会議員 福 原 勤

